

町会・自治会地域活性化事業補助金Q & A

令和8年8月

区分	No.	質問	回答
事業全般	1	申請期間は	令和8年11月2日(月)から令和9年2月5日(金)まで(土日祝日を除く)
	2	申請書類の提出方法は	地域振興係(区役所4階26番窓口)まで、持参または郵送でご提出ください。
	3	補助金の支払い時期は	請求書を受領してから、おおよそ1~2カ月程度でお支払いとなります。 申請書受領→交付決定(1カ月)、請求書送付→請求書受領→支払い(1~2カ月) ※あくまで目安ですが、1月以降申請分のお支払いは4月中旬頃となります。
	4	提出した書類は返却されるか	領収書含め、返却はいたしかねますので、適宜コピーをしてからご提出ください。
	5	なぜ領収書原本の提出が必要なのか	他の補助金を利用していない担保として、領収書原本の提出をお願いしております。 (広報紙発行事業補助金のインク代やコピー用紙代等との重複を避けるため)
	6	他の補助金との併用は可能か	他の補助金を受けている事業は、本補助金をご利用いただけません。
対象事業	1	事業の参加対象者に要件はあるか	3つの枠で対象者の要件が異なります。審査はご提出いただくポスター等の周知資料で行います。 【地域イベント枠】 申請団体の区域住民(非会員も含む)が誰でも参加できることが要件です。 ポスターで地域住民の皆様の参加を促すような文言を入れてください。 【こどもイベント枠】 主にこどもや子育て世帯に向けたイベントが対象です。 ポスターでこども等の参加を促すような文言を入れてください。 【地域防犯枠】 参加対象者の要件はございません。
	2	防犯パトロールは地域防犯枠で申請可能か	・歳末警戒等のように、単発イベントとして行う防犯パトロールは申請可能です。対象経費は別表2をご確認ください。 ・例月の定例的なパトロールや、他の助成金等を活用している場合は対象外となります。 ・区危機管理課では、防犯パトロール団体へ資機材の支給をしておりますので、ご検討ください。

対象事業	3	防災訓練は対象か	・地域イベント枠及び、こどもイベント枠で申請可能です。 ・地域イベント枠では、地域コミュニティの活性化や地域住民の交流を図る目的で、どなたでも参加できる必要がございます。 ・こどもイベント枠では、例えば「親子防災訓練」など、こどもや子育て世代向けに周知等をしていただく必要がございます。 ・いずれの場合も、備蓄品等の購入費や他の助成金等を活用している場合は対象外です。 ・区防災計画課等から備蓄品の支給(乾パン等)のみ受けている場合は、申請が可能です。
	4	老人クラブやこども会、実行委員会等が主催するイベントは対象か	町会・自治会が主催するイベントが要件のため対象外とさせていただきます。 主催団体については、ポスター等の周知資料で確認いたします。
	5	区民まつり等への出店は対象か	
	6	会員にのみ飲食チケットを配布するようなイベントは対象か	対象となります。 地域イベント枠においては、ポスター等に非会員の方でも参加できるような文言を入れてください。
	7	同日や連日で開催するイベントについて、2つの枠で申請可能か	・申請○：地域イベント枠と地域防犯枠を併用する場合(夏まつりで防犯ブースを設ける等) ・申請×：地域イベント枠とこどもイベント枠を併用する場合で、①②のどちらかに該当するもの ①同日に開催するイベント(一連のイベントと判断させていただきます。) ②昨年度以前に本補助金を1つのイベントとして申請した、連日開催するイベント ※補助金の趣旨に「交流機会の創出」がございます。そのため、原則一連のイベントで2枠の使用は対象外とさせていただきます。補助金の趣旨をご理解くださいますようお願いいたします。
	8	例大祭等のイベントは対象か	対象外となります。
対象経費	1	消費税は対象か	対象となります。
	2	賞品やノベルティ、参加賞は対象か	地域イベント枠は対象外ですが、他の2枠では以下の条件で対象となります。 【こどもイベント枠】 1商品1万円以下で合計5万円までは賞品、景品、ノベルティ、駄菓子のように持ち帰り可能なお菓子等の補助が可能です。ただし、商品券、図書カード等の金券、テーマパークや動物園の入園券等のチケット、主にその場で消費するような餅等の食材費は対象外です。 【地域防犯枠】 1商品1万円以下で合計5万円までは防犯啓発グッズのみ対象です。
	3	ヨーヨー釣りのヨーヨーや、どじょうつかみのどじょうは対象か	こどもイベント枠であれば、1商品1万円以下、5万円までは対象となります。

対象経費	4	飲食物は対象か	全枠で原則対象外ですが、こどもイベント枠のみ、駄菓子や缶ジュースのようにこどもが持ち帰れるお菓子は対象です。 綿菓子やかき氷の販売配布等を行う場合、こども向けの飲食物であっても、原材料やその場で消費するものは対象外となりますので、ご注意ください。
	5	模擬店の食材や従事者の弁当、打合せにかかる経費は対象か	対象外となります。
	6	こどもイベント枠でイベントを2つ実施し、各イベントで景品を3万円購入した場合、合計6万円で申請可能か	こどもイベント枠の景品等の上限は合計5万円までのため、6万円の内、5万円の補助となります。
	7	スタッフジャンパーは対象か	事業実施後、団体で管理・所有する場合は対象です。個人所有の場合は対象外となります。
	8	古い机の廃棄料は対象か	新たな物品を購入した費用は対象ですが、廃棄料は対象外となります。
	9	花火大会の花火の購入費は対象か	事業の中で使用する打ち上げ花火や火薬、手持ち花火は対象となります。
	10	事業の数か月前に購入した経費は対象か	令和8年2月1日から令和9年1月31日までの領収書であれば対象となりますが、事業を実施できなかった際に、対象外となる場合があります。
	11	キッチンカーの委託費は対象か	基本料金(人件費、交通費、その他手数料等)は対象となりますが、食材費等の金額は対象外のため、審査時に疑義が生じた際は契約書や内訳書等を提出していただく場合があります。
	12	備品の購入にかかる配送料は対象か	対象となります。
	13	テントの補修代は対象か	補修箇所の補修前後の写真をご提出いただくことで対象となります。
	14	防災訓練で使用する小型発電機や簡易トイレは対象か	防災訓練の中で使用する場合は、対象となります。 ※防災用品の「備蓄」が主な購入理由であり、防災訓練等で使用しない、または使用しきれない多量の購入費用等は対象外です。防災計画課、東京都の底力助成金等の活用をご検討ください。
	15	東京防災学習セミナーを行う際のスクリーン(テレビ)、チラシを刷るプリンターは対象か	地域イベント枠では、単に受講者の立場としてのみ参加するイベントは対象外となりますので、懇談会等の交流できるプログラムをセミナーの後に組み込んでもらうことで対象となり得ます。 こどもイベント枠では、「こども防災学習会」等、周知方法を工夫いただくことで、対象となり得ます。
	16	イベント保険は対象か	対象となります。イベント期間のみの契約か確認させていただきます。 令和7年度から、役員等一部の方のみ対象とする保険も対象としております。
	17	町会所有の倉庫で当日の準備や、模擬店を行う場合、エアコンは対象か	町会会館がある場合は、本補助金ではなく、会館助成金の対象です。ない場合、スポットクーラーであれば対象となりますが、備え付けのエアコンは対象外です。備え付けエアコンは施設の設備であることと、使用できる人が限られてしまうため対象外となります。

経対 費象	18	キャンプ場で行うBBQバスハイクのバスの借り上げ料は対象か	こどもイベント枠のみ対象となります。
そ の 他	1	クレジットカード払いは問題ないか	問題ありません。領収書にポイント付与の記載がある場合、1ポイント1円換算で差し引いてください。なお、個人のクレジットカードを利用した場合であっても、領収書の宛名は町会・自治会名であることが必要です。
	2	購入店が「印紙税申告納付」のため、領収書に収入印紙の添付ができない	領収書のその他の要件が整い(宛名、但し書き又は内訳、押印)、「印紙税申告納付」の旨が表示されていれば対象となります。なお、電子領収書の場合は、収入印紙の添付は不要です。